

関東信越税理士会 熊谷支部6月例会次第

日時 平成26年6月11日(水)
午後1時20分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 5月 7日(水)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 5月 7日(水)	支部研修会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 5月 7日(水)	支部監事会	於	支部事務局
(4) 5月 7日(水)	支部予算編成会議	於	支部事務局
(5) 5月12日(月)	本会理事会・支部長会	於	パレスホテル大宮
(6) 5月12日(月)	支部ソフトボール・野球部結成式	於	甲子園第二球場
(7) 5月13日(火)	支部理事会	於	日本政策金融公庫
(8) 5月16日(金)	支部ゴルフ愛好会主催コンペ	於	熊谷ゴルフ
(9) 5月16日(金)	支部総務部会	於	支部事務局
(10) 5月19日(月)	大里地区租税推進協議会	於	埼玉県産業技術総合センター北部研究所
(11) 5月22日(木)	熊谷法人会定期総会	於	ホテルガーデンパレス
(12) 5月23日(金)	納税貯蓄組合定期総会	於	熊谷市立商工会館
(13) 5月28日(水)	熊谷商工会議所表彰式	於	ホテルガーデンパレス
(14) 6月 2日(月)	正副支部長会・署との協議会	於	熊谷税務署
(15) 6月 2日(月)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(16) 6月 2日(月)	顧問相談役会・関連組織懇談会	於	いづみ寿司
(17) 6月 4日(水)	県連理事会・常務理事役員会・支部長会	於	埼玉県税理士会館
(18) 6月 5日(木)	熊谷税務署管内青色申告会連合会総会	於	埼玉グランドホテル深谷
(19) 6月 6日(金)	熊谷法人会青年部事業報告会	於	マロウドイン熊谷
(20) 6月10日(火)	大宮支部60周年式典	於	パレスホテル大宮
(21) 6月11日(水)	支部総務部・福祉共済部合同部会	於	ホテルガーデンパレス

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 6月11日(水)午後1時20分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 第34回定期総会
日時 6月11日(水)午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 熊谷間税会定期総会
日時 6月18日(水)午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 大里地域税政協議会定期総会
日時 6月18日(水)午後4時20分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (5) 本会総会
日時 6月20日(金)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (6) 県連総会
日時 7月16日(水)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (7) 正副支部長・署との協議会
日時 7月31日(木)午後4時00分～
場所 熊谷税務署会議室

(8) 正副支部長・地域長会議

日時 7月31日(木)午後4時45分から

場所 支部事務局

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

日時 8月7日(木) 午後3時20分～ 支部例会
" 4時00分～ 研修会
" 4時30分～ 署との協議会
" 5時00分～ 納涼会

支部研修会

日時 8月7日(木) 午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「改正税理士法」について

講師 県連 宮倉裕二会長

バス 午後3時00分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成26年6月11日現在)

8月例会	8月 7日(木)	午後3時50分～
9月例会	9月 8日(月)	午前9時30分～
10月例会	10月 7日(火)	午前9時30分～
11月例会	11月 6日(木)	午前9時30分～
県北ブロック研修会	11月 6日(木)	午後1時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

昨年に引き続き、本年も節電の取り組みが必要とされていることから、支部におきましてもクールビズを実施させていただいております。

税制改正建議要望項目

No. _____ 支部 _____ 氏名 _____

◆改正要望項目	税目	税法項目←必ずご記入のこと
◆関係条文		
◆理由		
○数件ある場合はコピーしてご利用下さい。		

提出窓口 _____

TEL / _____

FAX / _____

※提出に当たり、「改正要望項目」の他に「関係条文」「理由」を必ずご記入願います(簡潔に)。

成年後見実務研修会に関するご案内

このたび、公益活動対策部では標記の研修会を下記の要領にて開催いたします。
受講を希望される会員の方は、下記の受講申込欄に必要事項をご記入いただき、県連事務局へFAXにてお申し込みいただきますようお願いいたします。

記

日 時：平成26年7月23日(水) 12:50～16:45(受付開始12:30)
※本研修は3.5時間でカウントしてください。
※本研修は成年後見人等研修履修者の更新研修に該当します。
※会員本人の「研修受講カード」を忘れずにお持ちください。
なお、受講カードは本人分のみの受付となります。

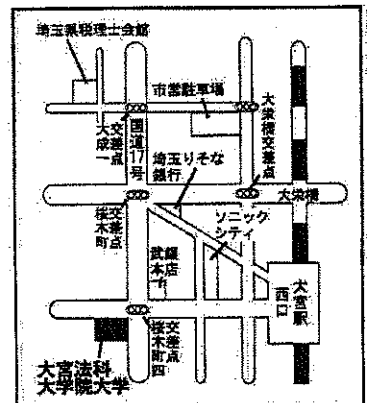
場 所：大宮法科大学院大学ビル 2階講堂
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13

受 講 料：無料

スケジュール：12:50～13:00 開講式
13:00～14:30 DVD研修「成年後見の財産管理(法定後見)」
税理士 伊藤 佳江 氏
14:40～16:40 「税理士のための成年後見ガイド」
行政書士 桑 智仁(くめともひと)氏
16:40～16:45 閉講式

定 員：270名

申 込 期 限：平成26年7月8日(火)
※先着順の受付となります。期限前に定員の270名に達した場合、申込受付を終了いたします。予めご了承ください。



受 講 申 込 欄

税理士事務所名			
出席者	受講税理士	税理士登録番号	
		ご氏名	

【申込用紙送付先、お問い合わせ先】

FAX番号：048-665-3888

関東信越税理士会埼玉県支部連合会 事務局 担当：望月

※申し込み後にやむを得ず受講をキャンセルされる場合は、必ずその旨を県連事務局までご連絡ください。

1. 楽曲リクエスト用紙

	楽曲名	演奏者
1		
2		
3		

上記の曲をリクエストします。 氏 名 _____

2. 音楽愛好会入会申込書

関東信越税理士会熊谷支部音楽愛好会への入会を申し込みます。

平成 年 月 日

住 所

会員氏名

携帯番号

メールアドレス

希望の楽器等

以上

情報システム部アンケート(H26/04/11)結果

1. 自宅又は事務所のパソコンはインターネットに接続してありますか？		
はい	67	
いいえ	1	
2. インターネットを利用していますか？		
はい	64	
いいえ	4	
理由	・セキュリティに自信が無い為。 ・パソコン操作が不得意の為。	
3. 熊谷支部のHPの会員専用ページで例会資料を閲覧したことがありますか？		
はい	46	
いいえ	22	
理由	・例会に出席している為、必要性を感じない。 ・普段あまりパソコンを使わないから。 ・高齢の為、HP閲覧といわれても難しい。 ・パスワード等探すのが面倒。	
4. 現在、例会に出席されない先生方に事務局からメール便で例会資料を送っています。この点について以下の項目にご回答ください。		
メール便で送られる例会資料は必要ですか？		
必要	27	
理由	・例会を欠席した時に便利に活用出来る為。 ・HPで閲覧出来るというのと資料が手元にあるのとは大いに異なる。会の運営資料が確実に届けられるには、又、送ってあるのを見てないのですかと強く主張する為には必要だと感じている。 ・ページ数の多い場合は送って頂いた方が助かる。 ・パソコン操作が不得意の為。 ・税理士会は強制加入であり、会費を納付しているからには会務の現状を承知する為にも連絡してもらうのは当然と考える。 ・インターネット環境のない人には必要。 ・HPでは例会資料の全てがUPされている訳ではないので、全てUPするかUPしないものはメール便等で対処して欲しい。 ・印刷する手間が省け、閲覧もれする事がない。 ・情報を入手する為には必要。 ・ダウンロードする時間がない。 ・紙であった方が空いた時間等に見やすいが、経費削減の為に送付しない方針にするというのであれば尊重する。 ・結局、紙に印刷して保存する為、送ってもらった方が良い。 ・税務署資料がHPにのっていないのなら、税務署資料だけでも送って欲しい。 ・パソコンの使い方がわからない上、例会に出席していないのでどうしても必要。	
必要ない	39	
理由	・例会日程を今年3月の例会時のように、あらかじめ半年分程度記載したものを配布して頂いているので不要。 ・資料を事務局に取りに行ってもよい。 ・必要ないが、例会日にはUPして欲しい。 ・HP閲覧により例会に出席しなくても事が足りれば、例会出席者が益々減少するのではないか？	
無記入	2	

消費税期限内完納推進宣言

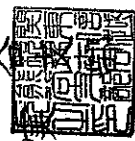
私ども関東信越税理士会熊谷支部は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている税理士の団体であります。

今般、税務行政に与える影響が大きい税制改正が行われたことを踏まえ、消費税の期限内完納が納税道義や国家の財政基盤の観点から極めて重要であること、そして、多様化する納税者や地域社会の期待に応えつつ、税理士の使命及び職責を全うし「信頼される税理士制度の確立」を目指すことを改めて認識し、ここに税務当局及び他の税務関係民間団体との緊密な連携を図り、消費税の期限内完納推進のための各種施策に積極的に取り組むことを宣言します。

平成二十六年六月十一日

関東信越税理士会熊谷

支部長 渡辺



平成 25 年度 収支決算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

地域： 熊谷 地域

(単位：円)

項 目			予算額	決算額	差 異	内 交際費	
収益の部	組合交付金収入 (地域活動費)		600,000	617,500	-17,500		
	福利厚生事業収入		50,000	23,000	27,000		
	全税共事業収入		300,000	256,000	44,000		
	福祉共済事業収入		350,000	319,776	30,224		
	共催事業収入		300,000	280,000	20,000		
	雑収入		1,000	255	745		
	前期繰越		1,032,399	1,032,399	0		
	合 計		2,633,399	2,528,930	104,469		
支出の部	事業費	総務部門		課 非	0		
		経理部門		課 非	0		
		購買部門		課 非	0		
		福利厚生部門	200,000	課 118,240 非 58,510	23,250		
		金融部門		課 非	0		
		教育情報部門	300,000	課 280,000 非	20,000		
		全税共部門	350,000	課 313,114 非	36,886		
		広報部門		課 非	0		
		福祉共済部門	350,000	課 329,776 非	20,224		
		その他の事業費		課 非	0		
		(1)		課 非	0		
		(2)		課 非	0		
		小 計	1,200,000	課 1,041,130 非 58,510	100,360		
		会議費	総会費		課 非	0	
			役員会議費		課 非	0	
			諸会議費	50,000	課 46,530 非	3,470	
	小 計		50,000	課 46,530 非 0	3,470		
	事務局費		350,000	課 349,485 非	515		
	臨時支出 ()			課 非	0		
	小 計		1,600,000	課 1,437,145 非 58,510	104,345		
	次期繰越金		1,033,399	1,033,275	124		
	合 計		2,633,399	2,528,930	104,469		

上記のとおり相違ないことを確認致しました。

平成 26 年 5 月 7 日

監事： 齋 根 邦 夫



日時 平成26年6月11日(水)
14時50分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Taxの一層の普及及び定着について

(総務課)

イ e-Taxのスマートフォン等対応について

ロ e-Taxを利用した税務代理権限証書の提出について

別添1「各手続に係る「改訂後の税務代理権限証書」のサービス開始時期(予定)【別紙】」、別添2「税務代理権限証書の改訂に係るe-Taxソフトでの送信方法」、別添3「税務代理権限証書を個別提出する際のe-Taxソフトの画面遷移」参照

(2) 改正通則法（事前通知関係）に関する情報提供について
別添 4 「事前通知改正に係る情報提供等」 参照 (総務課)

(3) 平成 26 年度 税務職員採用試験について
別添 5 「平成 26 年度 税務職員採用試験要綱」 参照 (総務課)

(4) 関与先名簿等の提出について (総務課)

(5) 平成 26 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知について
(管理運営部門)

- イ 通知書の発送日
平成 26 年 6 月 13 日 (金)
- ロ 納期限及び振替日
第一期分 平成 26 年 7 月 31 日 (木)
第二期分 平成 26 年 12 月 1 日 (月)
- ハ 減額承認申請書の提出期限
第一期分 平成 26 年 7 月 15 日 (火)
第二期分 平成 26 年 11 月 17 日 (月)

(6) 「財産および債務の明細書」の未提出者に対する提出依頼について
(個人課税部門)

- イ 依頼文書発送日 (予定) 平成 26 年 6 月 13 日 (金)
- ロ 提出期限 平成 26 年 6 月 27 日 (金)

(7) 「平成 26 年度税制改正のあらまし」について
席上配付資料「平成 26 年度 税制改正のあらまし」 参照 (資産課税部門)

添付書類

- 1「各手続きに係る「改訂後の税務代理権限証書」のサービス開始時期(予定)【別紙】」
(総務課)
- 2「税務代理権限証書の改訂に係るe-Taxソフトでの送信方法」
(総務課)
- 3「税務代理権限証書を個別提出する際のe-Taxソフトの画面遷移」
(総務課)
- 4「事前通知改正に係る情報提供等」
(総務課)
- 5「平成26年度 税務職員採用試験要綱」
(総務課)

席上配付資料

「平成26年度 税制改正のあらまし」
(資産課税部門)

○各手続に係る「改訂後の税務代理権限証書」のサービス開始時期(予定)

区分	提出方法	番号	対応時期 (予定)	手続き
申請	個別提出	①	H26.6	・税務代理権限の明示 ・税務代理権限の明示(審判所用)
申請	添付提出	②	H26.9	・審査請求事務手続き等
		③	H27.1	・納税証明書の交付請求
		④	H27.3	・納税の猶予の申請
個人申告		⑤	H27.1	・所得税及び復興特別所得税申告 ・贈与税申告(暦年課税)(相続時精算課税) ・消費税(一般・個人)(簡易・個人)(中間・個人)
個人申請		⑥	H26.6	・所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請
		⑦	H27.1	・申告所得税事務手続き ・法定資料事務手続き ・資産税事務手続き ・異議申立事務手続き
法人申告		⑧	H26.6	・法人税(単体申告) ・復興特別法人税(単体申告) ・消費税(一般・法人)(簡易・法人)(中間・法人)
		⑨	H26.9	・法人税(連結申告) ・法人税(個別帰属額届出書) ・復興特別法人税(連結申告) ・酒税納税申告
法人申請		⑩	H27.3	・法人税事務手続き ・源泉所得税事務手続き ・酒税事務手続き ・諸税事務手続き

※各手続で対応時期が異なります

平成26年7月1日以後、提出時点で未対応の手続については、上記①の個別提出手続により改訂後の税務代理権限証書を提出してください。

※現年度分以後のみ対応します

年分で区分している手続(法人税、所得税及び復興特別所得税申告等)については、平成26年分(法人税は平成26年4月1日以後終了事業年度)以後のみの対応とし、過年度分については対応しません(改定前様式のまま)。

※法施行日前後の取扱い(原則)

各手続の対応時期にかかわらず、平成26年6月30日以前は改定前様式、平成26年7月1日以後は改訂後様式となります。

税務代理権限証書の改訂に係るe-Taxソフトでの送信方法

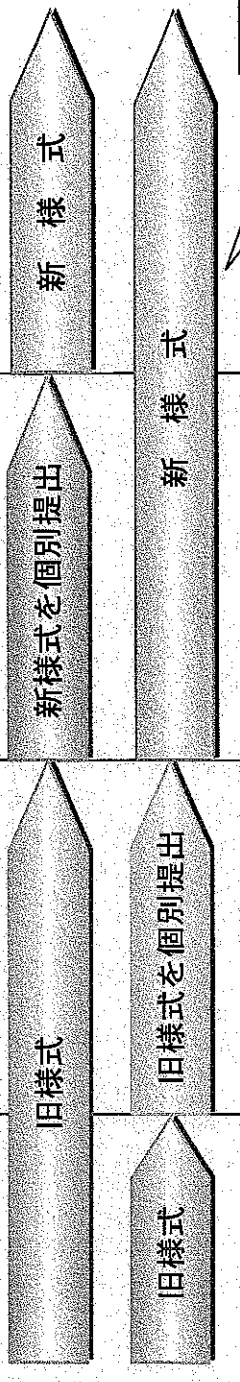
原則

6月16日
e-Taxソフトに新様式追加

7月1日
様式改訂日

各手続の
サービス開始予定日

別紙手続⑥⑧
を除く手続



別紙手続⑥⑧

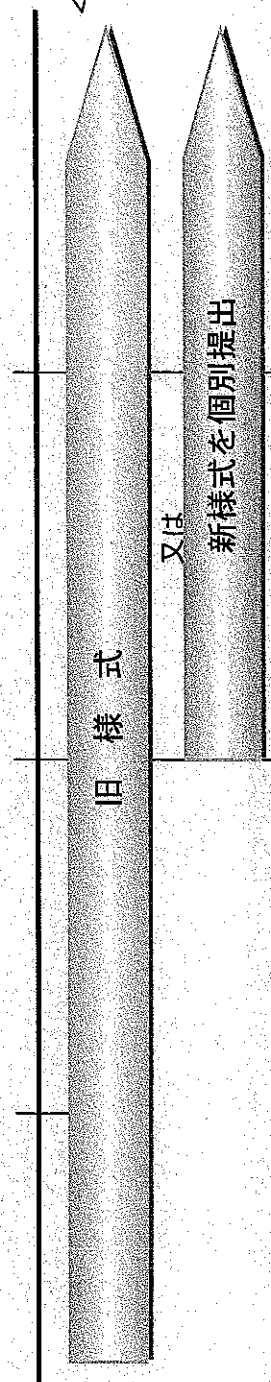
別紙手続⑥⑧
・所得税及び復興特別所得税の
予定納税額の減額申請
・法人税（単体申告）
・復興特別法人税（単体申告）
・消費税（一般・法人）（簡易・
法人）（中間・法人）

年分で区分している手続の過年度分
（平成25年分以前、法人は平成26年3月31日以前終了事業年度分）

6月16日
e-Taxソフトに新様式追加

7月1日
様式改訂日

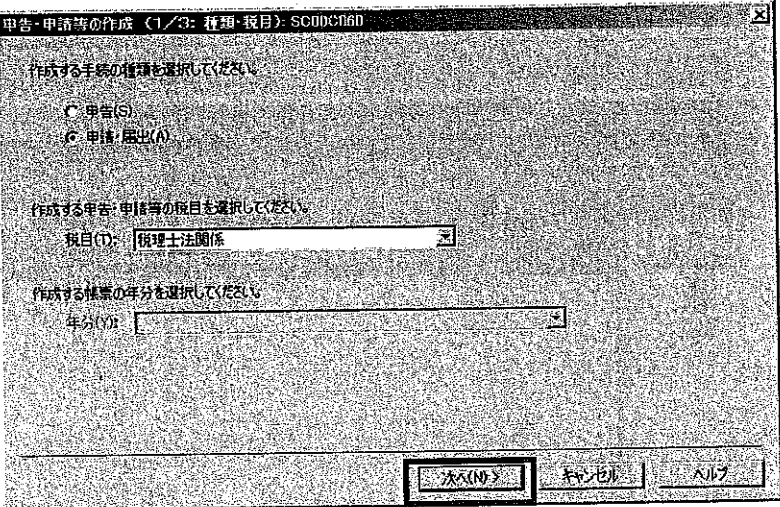
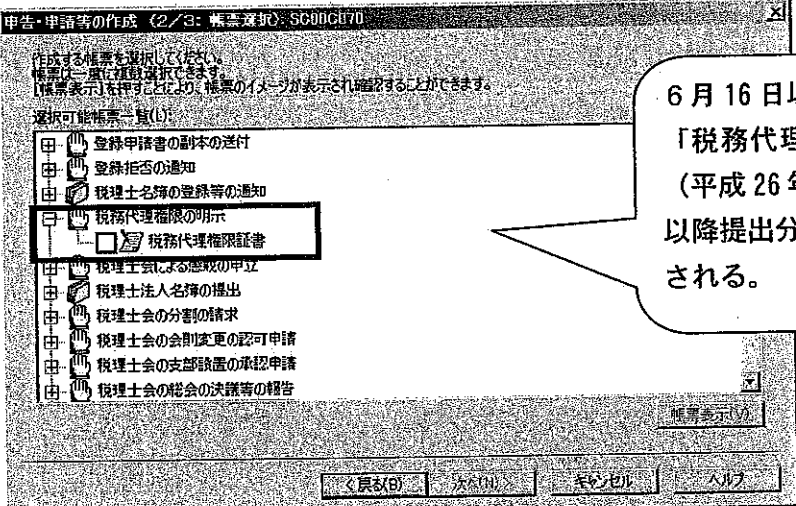
各手続の
サービス開始予定日



旧様式に「事前通知に
関する同意」及び「過
年分の代理委任」を記
載する場合には、「2
その他の事項」欄に記
載する。

税務代理権限証書を個別提出する際のe-Taxソフトの画面遷移

No	画面
1	
2	
3	

No	画面
4	 申告・申請等の作成 (1/3: 種類・税目) SC000G060 作成する手続の種類を選択してください。 ☐ 申告(S) ☐ 申請・届出(A) 作成する申告・申請等の税目を選択してください。 税目(D): 税理士法関係 作成する年度の年分を選択してください。 年分(Y): 次へ(N>) キャンセル ヘルプ
5	 申告・申請等の作成 (2/3: 帳簿選択) SC000G070 作成する帳簿を選択してください。 帳簿は一度に複数選択できます。 [帳簿表示]を押すことにより、帳簿のイメージが表示され確認することができます。 選択可能帳簿一覧(L): ☐ 登録申請書の副本の送付 ☐ 登録拒否の通知 ☐ 税理士名簿の登録等の通知 ☒ 税務代理権限の明示 ☒ 税務代理権限証書 ☐ 税理士会による懲戒の申立 ☐ 税理士法人名簿の提出 ☐ 税理士会の分割の請求 ☐ 税理士会の会則変更の認可申請 ☐ 税理士会の支部設置の承認申請 ☐ 税理士会の総会の決議等の報告 帳簿表示(N) 戻る(B) 次へ(N>) キャンセル ヘルプ 6月16日以降は、「税務代理権限証書(平成26年7月1日以降提出分)」も表示される。

事前通知改正に係る情報提供等

1 代理権限証書の記載についての注意

平成 26 年 7 月 1 日以降、直近年分等に税務代理権限証書（以下、「代理権限証書」といいます。）の提出がある場合において、その代理権限証書が改正後の事前通知の方法（以下、「本制度」といいます。）の適用要件を満たしていない場合には、原則として納税者と税理士の双方に事前通知を行うこととなります。

このため、代理権限証書の作成に当たっては、納税者からの調査に関する事前通知の同意（以下、「同意」といいます。）に関する記載漏れや税務代理の委任を受けている「税目」に関する記載漏れがないよう注意してください。

2 本制度における運用上の取り扱い等

直近年分等に係る代理権限証書の「調査の通知に関する同意」欄や一部の「税目」欄の ☐ に ☒ がない場合等、本制度の要件を満たさない代理権限証書が提出されている場合であっても、運用上、先に税理士に対し、納税者の同意の有無の確認等のための連絡を行うこととし、その際、税理士から、納税者の同意は得ており、「同意」を記載した代理権限証書（以下、「同意のある代理権限証書」といいます。）を提出する旨の申出があった場合には、納税者に対する事前通知は省略することとします。

なお、この場合には、速やかに「同意のある代理権限証書」を提出していただくようお願いいたします。

3 源泉所得税に関する税務代理について

同時調査（例えば、法人税・消費税・源泉所得税等の調査を同時に行う調査）においては、代理権限証書の源泉所得税に係る「税目」欄に記載がない（具体的には「所得税（復興特別所得税を含む）※源泉徴収に係るもの」欄の ☐ に ☒ がない）場合であっても、他税目が本制度の適用要件を満たしているときには、当面は、口頭により税理士を通じて納税者の同意の有無等を確認することとし、同意を得ている旨の申し立てがあった場合には、納税者への事前通知は省略することとします。

なお、この場合には、調査開始日までに源泉所得税に関する税務代理の委任を受けている旨を記載した代理権限証書を提出していただくようお願いいたします。

4 源泉所得税調査の調査対象期間について

源泉所得税調査における調査対象期間は、原則として調査時までに法定納期限が到来した分となります。

改定後の代理権限証書の源泉所得税に係る「年分等」欄は「自平成 年 月 日 至平成 年 月 日」とされていることから、一般的には暦年（個人の場合）又は事業年度（法人の場合）を記載されると思いますが、このような場合であっても、調査対象期間は、調査時までに法定納期限が到来した分となります。

なお、改定後の代理権限証書の源泉所得税に係る「年分等」欄には「(法定納期限到来分)」と記載されています。

平成 26 年度 税務職員採用試験要綱

※ ■ 税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。

- ※ ■ 受験資格
- 1 平成 26 年 4 月 1 日において高校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 27 年 3 月までに高校又は中等教育学校卒業見込みの者
 - 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者

※ ■ 試験の程度 高等学校卒業程度

※ ■ 申込方法等 【原則】インターネット申込み

○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○受付期間

平成 26 年 6 月 23 日（月）午前 9 時～7 月 2 日（水）[受信有効]

【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参

○提出先

希望する第 1 次試験地を管轄する人事院各地方事務局

○受付期間

平成 26 年 6 月 23 日（月）～6 月 26 日（木）

[6 月 26 日（木）までの通信日付印有効]

- ※ ■ 試験日
- 第 1 次試験日 平成 26 年 9 月 7 日（日）
- 第 2 次試験日 平成 26 年 10 月 16 日（木）～10 月 24 日（金）のいずれか第 1 次試験合格通知書で指定する日時

- 合格者発表日
- 第 1 次試験合格者 平成 26 年 10 月 9 日（木）
- 最終合格者 平成 26 年 11 月 18 日（火）

- 問合せ先
- インターネット申込みに関する問合せ
- 人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線 2332
- 午前 9 時 30 分～午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）
- 上記以外の問合せ
- 関東信越国税局人事第二課試験係 TEL：048-600-3111 内線 2097
- 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

（注）※印は優先的に広報を依頼する事項

【参考事項】以下は広報誌等に掲載しないこと。

- 1 平成 26 年 4 月 1 日において高校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者とは、平成 23 年 4 月 1 日以降に高校又は中等教育学校を卒業した者のことである。
- 2 「中等教育学校」とは、中学校・高校段階の教育を一貫して行う学校のことであり、義務教育である「中学校」のことではない。

消費税及び地方消費税の 納税は期限内に！

消費税及び地方消費税率が、平成26年4月1日から、**8.0%**となりました。

(注) 8.0%の税率は、経過措置が適用されるもの(※)を除き、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等について、適用されます。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご参照ください。

期限内納付のために

計画的な納税資金の積立てを！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が3,000万円(月額250万円)の場合、月々の積立目安額は約4万円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%)となります。

区 分		(第1種事業)		(第2種事業)		(第3種事業)		(第4種事業)		(第5種事業)	
		卸売業		小売業		農業、林業、漁業、建設業、製造業など		飲食サービス業、金融・保険業など		不動産業、サービス業、運輸・通信業など	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%	
売上に対する納税額の目安率		0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%	
年間課税売上高	各月売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0
4,000	334	32	2.7	64	5.4	96	8.0	128	10.7	160	13.4
5,000	417	40	3.4	80	6.7	120	10.0	160	13.4	200	16.7

(注) 1 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

2 平成26年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

3 課税事業者の方の法人税や申告所得税等が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

便利な納付手段

個人事業者の方は、振替納税

振替納税とは、事前に税務署に届出をしておけば、金融機関や税務署に出向かなくても、届出をした預貯金口座から、自動的に引き落とされる便利な納付手段です。

詳しくは
国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

ダイレクト納付

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な納付手段です。

詳しくは
e-Tax ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会
熊 谷 間 税 会

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができることとされました。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以降6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

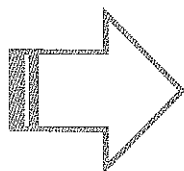
なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告 義務なし



《改正後》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

留 意 事 項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、今回の消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、熊谷税務署にお尋ねください。

なお、税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の 平成26年度 税制改正のあらまし

このパンフレットは、平成26年3月31日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）」の主な改正の概要を掲載しています。

なお、平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、所得税のほか、復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。

【総合譲渡所得についての改正（主なもの）】

1 生活に通常必要でない資産の範囲の拡充（ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算不可）

主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を譲渡して生じた譲渡損失については、給与所得などの他の所得と損益通算ができないこととされました（所法69②、所令178①二）。

《適用時期》

上記の改正は、平成26年4月1日以後の資産の譲渡により生ずる損失の金額について適用されます。

【株式等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

2 NISAにおける金融商品取引業者等の変更等についての改正

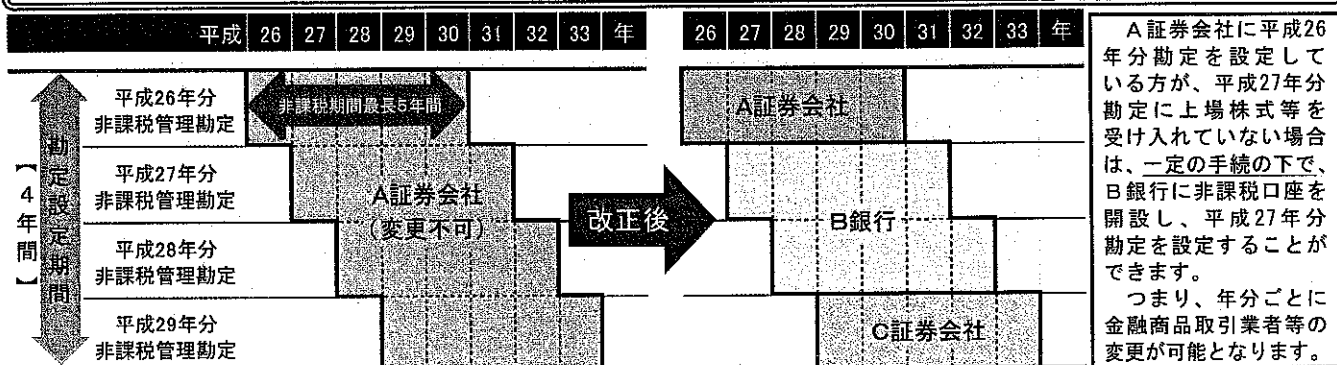
「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）」について、これまで同一の勘定設定期間内における非課税管理勘定の設定は1金融商品取引業者等に限定されていましたが、一定の手続の下で、同一の勘定設定期間内においても金融商品取引業者等を変更（非課税管理勘定の再設定）することができることとされました。ただし、変更しようとする年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れていた場合、その年分については変更することはできません（措法37の14⑤⑭～⑯⑳～㉒、措令25の13⑤）。

また、非課税口座を廃止した場合についても、一定の手続の下で、同一の勘定設定期間内に非課税口座を再開設することができることとされました。ただし、廃止した年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れていた場合、その年分については再開設することはできません（措法37の14⑤⑰～㉒、措令25の13⑤、25の13の4）。

《適用時期》

上記の改正は、平成27年1月1日以後に提出する「金融商品取引業者等変更届出書」又は「非課税口座廃止届出書」について適用されます。

同一の勘定設定期間内において金融商品取引業者等を変更することが可能となります。



※1 同一年分の非課税管理勘定は、同時に2以上の金融商品取引業者等で設定することはできません。

※2 金融商品取引業者等を変更する際の届出書の提出は、変更しようとする非課税管理勘定の年分の前年10月1日から1年を経過する日（9月30日）までに行う必要があります。ただし、平成26年分非課税管理勘定を設定している方が、平成27年分非課税管理勘定より金融商品取引業者等を変更する場合は、平成27年1月1日から平成27年9月30日までの間にこの届出書の提出を行うこととなります。



税務署

平成26年4月

この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

3 特定公社債及び公社債の範囲の見直し

- (1) 「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」等の対象となる特定公社債の範囲について、社債のうちその発行の日前6月以内に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するものの要件がその発行の日前9月以内（外国法人にあっては12月以内）とされるとともに（措法37の11②九）、平成27年12月31日以前に発行された公社債の範囲から、その発行の際に同族会社に該当する会社が発行した社債が除外されました（措法37の11②十四）。
- (2) 「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」等の対象となる公社債の範囲から、農水産業協同組合貯金保険法の対象となる農林債が除外されました（措法37の10②七、措令25の8③）。

《適用時期》

上記の改正は、平成28年1月1日以後に行う公社債の譲渡について適用されます。

4 株式等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」等の対象となる株式等の範囲に投資法人の発行する新投資口予約権（ライツ）を追加するなど、新投資口予約権を新株予約権と同様の取扱いとすることとされました（措令25の10の2⑩十二）。
- (2) 「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例」等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、株式付与信託契約（いわゆる「ESOP信託契約」）に基づき、その受託者を通じてその委託者の従業員等が取得した上場株式等が追加されました（措令25の10の2⑩二十四）。
- (3) エンジェル税制（「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」及び「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」）の適用対象となる株式会社の範囲に、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に沖縄県知事の指定を受けた一定の要件を満たす会社が追加されました（措法37の13①五、41の19①三）。
- (4) エンジェル税制（「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」及び「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」）について、対象となる認定地域再生計画に記載された事業を行う株式会社に係る地域再生法の確認期限が、平成28年3月31日まで2年延長されました（措法37の13①四）。
- (5) 一定の新株予約権等を権利行使前にその新株予約権等の発行法人に譲渡した場合には、その譲渡の対価の額から取得価額を控除した金額を、事業所得、給与等、退職手当等、一時所得又は雑所得に係る収入金額とみなして課税することとされました（所法41の2、所令88の2）。

《適用時期》

上記(1)の改正は、平成26年分以後の所得税について適用されます。

上記(2)の改正は、平成26年4月1日以後に取得する上場株式等について適用されます。

上記(5)の改正は、平成26年4月1日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用されます。

【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

5 マンション敷地売却事業に係る譲渡所得等に関する改正

- (1) 「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」について、改正後のマンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「マンション建替法」といいます。）に規定する売渡し請求に基づく一定のマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡又はその事業に係る認可を受けた分配金取得計画に基づくその事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、これらの事業の用に供されるものが追加されました（措法31の2②九の二、措令20の2⑩）。
- (2) 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につき、一定のマンション敷地売却事業が実施された場合において、その土地等に係る認可を受けた分配金取得計画に基づき分配金を取得するとき又はその土地等が売渡し請求により買い取られるときに追加されました（措法34の2②二十二の二）。
- (3) 「資産の移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入」の対象となるやむを得ない事由の範囲に、マンション建替法に規定するマンション敷地売却事業に係る売却マンション又はその敷地に関する一定の権利（借家権等）の消滅が追加されました（所法44、所令93）。

《適用時期》

上記の改正は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年4月1日現在未成立）の施行の日以後に行う譲渡等について適用されます。

6 居住用財産の譲渡の特例に関する改正

- (1) 「特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例」について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額の要件が1億円(改正前1億5千万円)以下に引き下げられた上、その適用期限が平成27年12月31日まで2年延長されました(措法36の2①③④、36の5)。
- (2) 「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」及び「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」について、その適用期限が平成27年12月31日まで2年延長されました(措法41の5⑦一、41の5の2⑦一)。

《適用時期》

上記(1)の改正は、平成26年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

7 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例に関する改正

「特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例」について、次の措置を講じた上、国内にある長期所有の土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物、構築物又は機械装置への買換え(措法37①表九)以外の措置の適用期限が平成29年12月31日まで3年延長されました(措法37~37の4)。

- (1) 対象となる資産の取得の範囲から、現物分配による取得が除外されました(措法37①)。
- (2) 既成市街地等の内から外への買換えについて、農林業用以外の事業の用に供される買換資産の対象区域に首都圏整備法等に規定する都市開発区域が追加されました(措法37①表一、措令25⑨)。
- (3) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換えについて、買換資産が認定農業者又は認定就農者が取得する一定の土地等、建物、構築物又は機械装置に限定されました(措法37①表二)。
- (4) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等の規定により譲渡される一定のものに限定されました(措法37①表三)。
- (5) 誘致地区の外から内への買換え及び都市開発区域等の外から内への買換えのうち都市開発区域に係る措置が除外されました(旧措法37①表四、五)。
- (6) 都市再生特別措置法に規定する都市機能誘導区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物から都市機能誘導区域内にある土地等、建物、構築物又は機械装置で、その区域内における誘導施設等整備事業に係る認定誘導事業計画に記載された誘導施設において行われる事業の用に供されるものへの買換えが適用対象に追加されました(措法37①表五)。
- (7) 既成市街地等の内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換えについて、対象となる施策をその施行される土地の区域の面積が5,000㎡以上である市街地再開発事業に関する都市計画に限定されました(措法37①表六、措令25⑩)。
- (8) 農用地区域等の内にある土地等の買換えについて、譲渡資産が農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地等に限定されるとともに、買換資産が農用地利用集積計画により認定農業者又は認定就農者が取得する一定の土地等に限定されました(措法37①表七)。
- (9) 防災再開発促進地区の内にある土地等の買換えについて、所要の経過措置を講じた上、対象区域が地震等が発生した場合に著しく危険な地区として国土交通大臣が指定する地区に限定されました(措法37①表八、措令25⑪)。
- (10) 船舶から船舶への買換えについて、譲渡資産が日本船舶のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が一定の期間に満たないものに限定されるとともに、買換資産となる船舶に係る要件の見直しなどが行われました(措法37①表十、措令25⑫⑬)。

《適用時期》

上記(1)の改正は、平成26年4月1日以後に行われる現物分配により買換資産の移転を受ける場合について適用されます。

上記(2)から(5)まで及び(7)から(10)までの改正は、平成26年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産の取得をした場合に適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合等については、従前のとおりとなります。

上記(6)の改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成26年4月1日現在未成立)の施行の日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産の取得をした場合に適用されます。

8 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の改正

- (1) 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」について、相続財産である土地等の譲渡をした場合の譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額が、その者が相続又は遺贈により取得した全ての土地等に対応する相続税相当額から、その譲渡をした土地等に対応する相続税相当額とされました（措法39①、措令25の16①）。
- (2) 相続財産の譲渡に係る確定申告期限の翌日から相続税申告期限までの間に相続税申告書を提出した者は、その相続税申告書を提出をした日の翌日から2月以内に限り、更正の請求により本特例を受けることができることとされました（措法39④）。

《適用時期》

上記の改正は、平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産の譲渡について適用されます。

9 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」について、次の措置が講じられた上、その適用期限が平成28年12月31日まで3年延長されました（措法31の2①②九の二、措令20の2①④二、四）。
 - イ 適用対象となる地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業を行う者に対する土地等の譲渡に係る区域の範囲について、都市再生特別措置法の認定誘導事業計画の区域が追加されるとともに、同法の認定整備事業計画の区域及び都市計画法の地区計画の区域が除外されました。
 - ロ 上記5(1)の措置
- (2) 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等について、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る幼保連携型認定こども園及び一定の小規模保育事業の用に供する施設等が追加されました（措規14⑤三イ）。
- (3) 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」について、次の場合が追加されました。
 - イ 農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて、一定の農地中間管理機構に買い取られる場合（措法34の2②二十五、措令22の8②）
 - ロ 一定の都市再生推進法人が行う立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために土地等が買い取られる場合（措法34の2②十、措令22の8④）
 - ハ 上記5(2)の措置
- (4) 「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除」について、一定の農地中間管理機構に農用地区域内にある農地等を譲渡した場合が追加されました（措法34の3②一、措令22の9①一）。
- (5) 「既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例」の適用対象となる特定民間再開発事業の施行区域の範囲に、都市再生特別措置法の認定誘導事業計画の区域が追加されるとともに、同法の認定整備事業計画の区域及び都市計画法の地区計画の区域が除外されました（措令25の4③）。
- (6) 「債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例」（措法40の3の2）について、東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則に従って債務処理計画が定められている場合が追加されました（震災特例法12の3）。

《適用時期》

上記(1)イ（地区計画の区域を除外する部分に限ります。）、(3)イ、(4)、(5)（地区計画の区域を除外する部分に限ります。）及び(6)の改正は、平成26年4月1日以後に行う譲渡について適用されます。

上記(1)イ（地区計画の区域を除外する部分を除きます。）、(3)ロ及び(5)（地区計画の区域を除外する部分を除きます。）の改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う譲渡について、上記(2)の改正は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日以後に行う資産の譲渡について、それぞれ適用されます。

- このパンフレットは、平成26年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）【www.nta.go.jp/taxanswer】を提供しておりますので、是非ご利用ください。